Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年8月10日 道路局高速道路課

## 高速道路会社への事業許可および スマートインターチェンジの準備段階調査の採択を行いました

本日、別紙のとおり、新東名高速道路(御殿場JCT〜浜松いなさJCT) の6車線化およびスマートインターチェンジの新設について、道路整備特別 措置法第3条に基づき、国土交通大臣より高速道路会社へ事業許可を行いま した。

また、スマートインターチェンジについて、新たに6箇所で準備段階調査への採択を行いました。

別添①:高速道路会社への事業許可等について

別添②:新東名の6車線化について

別添③:スマートインターチェンジの新規事業化について 別添④:スマートインターチェンジの準備段階調査について

参考資料①:スマートインターチェンジ新規事業化箇所の整備効果

参考資料②:民間施設直結スマートインターチェンジについて

## <問い合わせ先>

国土交通省 道路局 高速道路課

(事業許可全般について) 河村 (内線:30308)、小島 (内線:38352) (スマートインターチェンジについて) 河村 (内線:30308)、祢津 (内線:38362)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8500 FAX: 03-5253-1619